平成２９年（フ）第２８号
福島県本宮市松沢字嶽山10番地４
破産者　伊藤　富子
１　決定年月日　平成29年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第３１号
群馬県北群馬郡吉岡町大字小倉461番地１　ボンファミール小倉Ｆ、破産手続開始決定時の住所群馬県高崎市緑町３丁目11番地１　ファミール2000　Ｂ301号
破産者　島村　伸一
１　決定年月日　平成29年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第６５４号
埼玉県所沢市中新井３丁目15番５号
破産者　三由　絢子
１　決定年月日　平成29年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１２号
埼玉県所沢市大字北岩岡598番地の２　コーポエメラルド102、前住所埼玉県所沢市大字山口5019番地の１　32－３－402
破産者　阿部登志夫
１　決定年月日　平成29年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第８９号
東京都東村山市野口町３丁目11番地19　稲荷コーポ101、破産手続開始時の住所埼玉県入間市大字下藤沢1110番地１　レーベンハイム710
破産者　後藤　玲子
１　決定年月日　平成29年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第９０号
埼玉県狭山市狭山台４丁目２番地の５　グランフォーレ狭山台302
破産者　後藤翔太郎
１　決定年月日　平成29年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第２４０号
埼玉県所沢市大字北秋津103番地の８、前住所埼玉県所沢市大字久米19番地の13　メゾン・ド・ラフィーネ２－101
破産者　高橋　常行
１　決定年月日　平成29年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１４６号
埼玉県東松山市今泉263－１、住民票上の住所埼玉県熊谷市大麻生483番地５
破産者　新井　満也
１　決定年月日　平成29年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第３０６号
さいたま市緑区松木３丁目30番地８　ヴィレッジマスダＢ－101、前住所川崎市幸区中幸町１丁目49番地29　プレサージュ川崎107
破産者　勝田緋佐枝
１　決定年月日　平成29年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第４１９号
川崎市高津区溝口２丁目21番26－404号　レオパレスワイズ溝口
破産者　高田　　昇
１　決定年月日　平成29年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第２６２号
神奈川県小田原市浜町３丁目１番38－801号
破産者　薬袋　知之
１　決定年月日　平成29年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第２８８号
神奈川県伊勢原市板戸２番地の１　山百合ハイツ３－102号
破産者　北村　俊成
１　決定年月日　平成29年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１１号
新潟県新潟市西蒲区越前浜5389番地、開始決定時の住所新潟県村上市南町２丁目10番14号
破産者　深沢　泰康
１　決定年月日　平成29年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２８年（フ）第１９４７号
名古屋市北区水草町２丁目60番地の２　水草団地６棟203号
破産者　柳井賢治こと　車　　賢治
１　決定年月日　平成29年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１９８０号
愛知県半田市宮本町３丁目211番地の３　サンライフ宮本103号
破産者　板谷　浩幸
１　決定年月日　平成29年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３０９号
愛知県清須市西枇杷島町上新37番地　グランドメゾン小田井Ｔ－１、従前の住所愛知県清須市西枇杷島町砂入20番地　藤和シティコープ西枇杷島802
破産者　苅谷　直幸
１　決定年月日　平成29年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５９６号
名古屋市熱田区森後町７番10号　グランデ神宮前中駒ビル903号
破産者　森　　祥子
１　決定年月日　平成29年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部